

[チェーンソー以外の振動工具取扱者に対する 振動障害防止のための安全衛生教育カリキュラム]

<対象者>

振動工具（チェーンソーを除く）取扱作業従事者

<根拠法令>

さく岩機・ピックハンマー・コンクリートバイブレーター・コンクリートブレイカー等の振動工具を取り扱う業務に従事する労働者は特別教育に準ずる教育を修了していなければなりません。（昭和58年5月20日基発第258号）
充電ドライバー・釘打ち機・ビス打ち機・インパクトドライバー・振動ドリル・タッピングランマー等を取り扱う業務従事者も対象者となります。
平成21年7月10日基発第0710第2号に基づき、カリキュラム内「振動障害及びその予防に関する知識」へ振動障害の予防措置（日振動ばく露量A（8）等に基づく）が追加。

<カリキュラム>

| | | |
|------|---------------------|--------|
| 講習内容 | 1. 振動工具に関する知識 | 1. 0時間 |
| | 2. 振動障害及びその予防に関する知識 | 2. 5時間 |
| | 3. 関係法令 | 0. 5時間 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 合計 | 4. 0時間 |